

# 高校と地域をつなぐ人材 の在り方に関する研究会

## 第2回会議

日時：令和元年7月12日(金)16:30～18:30

場所：文部科学省7階特別会議室

# 高校と地域をつなぐ人材の在り方に関する研究会で議論する範囲

		定義	必要な方策 (法整備、制度、事業など)
コーディネーター機能	コーディネーター人材 (個人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役割・業務</li> <li>・ 資質・能力 (スタンス含む)</li> <li>・ 位置づけ (所属・管轄等含む)</li> <li>・ その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度 (権限・責任等)</li> <li>・ 配置 (財源)</li> <li>・ 養成 (新規人材)</li> <li>・ 育成 (既存人材)</li> <li>・ 獲得 (採用・赴任・バンク・派遣等)</li> <li>・ キャリアパス (異動・昇進等)</li> <li>・ 全国コミュニティ構築</li> <li>・ 活用 (手引きの作成等)</li> <li>・ その他</li> </ul>
	コンソーシアム (組織)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役割</li> <li>・ 構成要素</li> <li>・ その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度 (権限・責任等)</li> <li>・ モデル構築・調査研究</li> <li>・ 構築支援</li> <li>・ 運営支援</li> <li>・ 資金獲得</li> <li>・ 全国コミュニティ構築</li> <li>・ その他</li> </ul>

# 高校と地域をつなぐ人材に関する2019～2021年の大枠の道筋(案)

	2019年度 (H31)							2020年度 (H32)					2021年度	2022年度
	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月		
内閣府	地方創生総合戦略(2020～2024)議論 6月							地方創生関連事業 2020～2024 (⇒CNの育成できれば配置にも使える事業開始) 6月					CNの配置に使える税源確保 地域協働事業最終年度(新事業構築)	高校 新学習 指導要領 本格実施
文科省	COC+、リカレント、社会教育士、教員育成、協働推進員等を含めてCNに活用できる事業検討 教育再生実行会議 2019年度 骨太の方針 中央教育審議会(CNの在り方答申へ) 地域との協働による高等学校教育改革推進事業							CN育成に関する研究事業開始 学校教育法施行規則改定 認定・資格化の可能性検討 2020年度 骨太の方針 地域との協働による高等学校教育改革推進事業						
総務省	過疎懇談会 継続							過疎法 改正法 成立						
在り方研究会	5/17 第1回会議 CNの定義検討 7/12 第2回会議 CNの定義確定 配置/支援策検討 10月 第3回会議 財源含めた 制度案検討 11/3 全国地域教育シンポジウム 全国CNサミット 2～3月 ガイドライン 公表 CNガイドライン作成							CN配置に関するガイドブック作成 CN活用ガイド作成						
研究会 関連イベント	10/23,24 全国サミット 定義・支援等 意見交換 11/3 全国地域教育シンポジウム 全国CNサミット							8月 全国高P連 10月 全国サミット						
支援策	CNに関する調査・研究・評価							魅力化評価 育成・養成・共学共創等 CN配置・採用支援						
各地域 高校現場	約140人 地域との協働による高等学校教育改革推進事業 採択51校+αでの配置(計200人) 次年度の配置及び 育成費用の予算化							モデル校+αでの配置(計300人?) 次年度の配置及び 育成費用の予算化 採用活動 配置数拡充(→700人程度へ?)						

# 議題①

## コンソーシアムの機能

# 高校と地域をつなぐコーディネータ人材の役割（前回議論整理）

高校と地域をつなぐためにはA高校から地域に開き「社会に開かれた教育課程の実現」を推進するコーディネータ人材と、B地域から高校をつなぎ「高校を核とした地方創生」を推進するコーディネータ人材が必要。どちらもボランティアではなく、プロフェッショナル人材。

都道府県（教育委員会）



## コーディネータ人材A

- ・ 地域社会と関わる教育課程の企画・運営・支援
- ・ 地域系部活動等の教育課程外の地域探究や活動
- ・ 学校教育への地域資源の活用 など



## コーディネータ人材B

- ・ 地域資源の掘り起し・開発
- ・ 学校外の高校生の活動の企画・支援
- ・ 地域留学の企画・調整（下宿等含む）
- ・ 卒業生とのつながり構築や活動支援 など

市町村（首長部局等）

## 地域・高校魅力化コンソーシアム

- ・ 組織体制の運営（ビジョン・計画づくり等）
- ・ 外部資源獲得（ふるさと納税、寄附等）
- ・ 大学・民間企業等との連携・協働 など

◎高校から地域に開き「社会に開かれた教育課程」を推進するコーディネータ人材

【位置づけ】社会教育的な資質能力※を持った教職員

【雇用】都道府県が雇用もしくは都道府県がコンソーシアム等へ委託

◎地域から高校をつなぎ「高校を核とした地方創生」を推進するコーディネータ人材

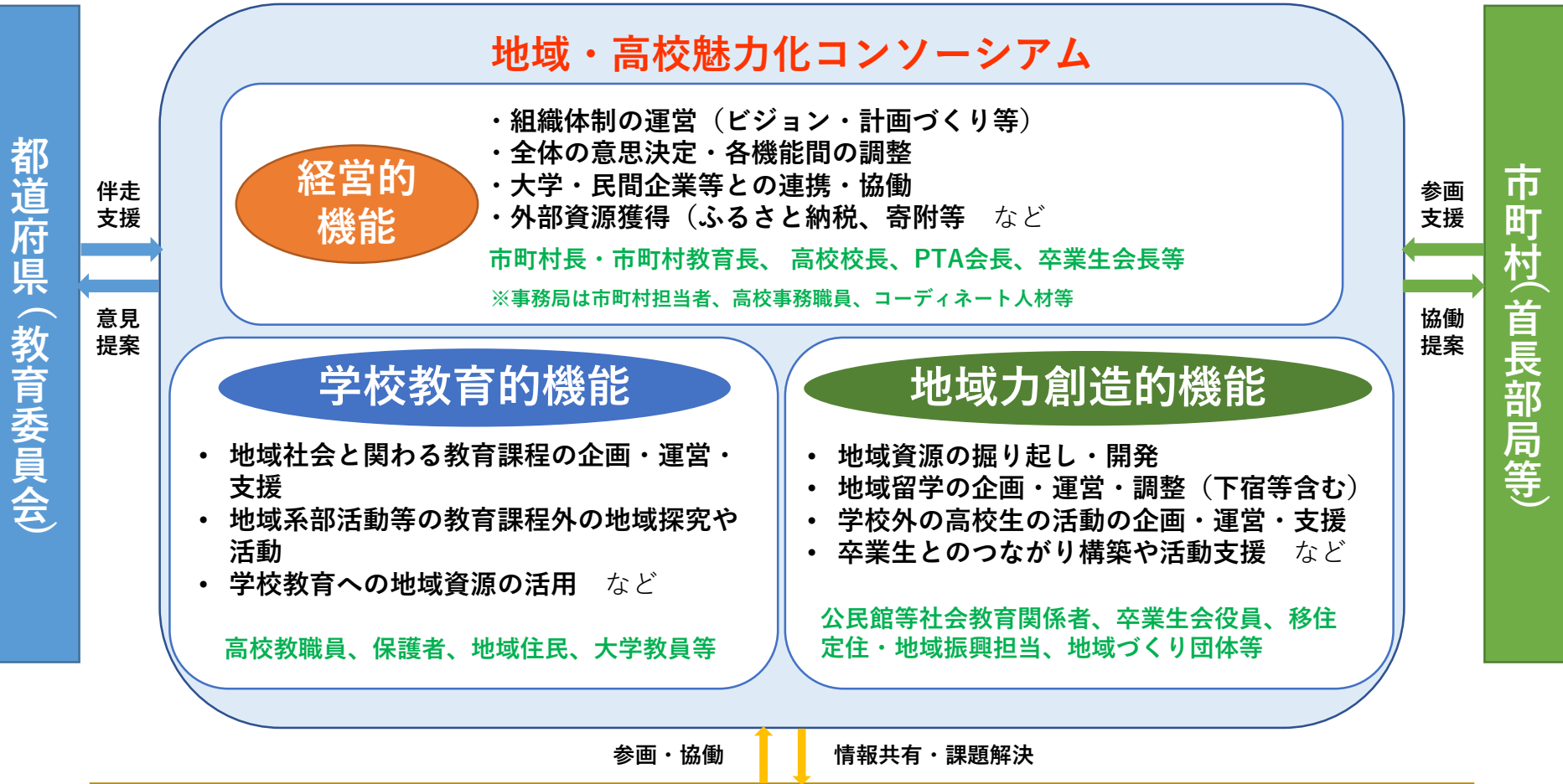
【位置づけ】社会教育的な資質能力を持った地域人材

【雇用】市町村が雇用もしくは市町村がコンソーシアム等へ委託

# 高校と地域をつなぐ地域・高校魅力化コンソーシアムの機能（事務局案）

「社会に開かれた教育課程の実現」と「高校を核とした地方創生・地域力創造」の持続可能な好循環を生み出すためには、基盤となる**協働の組織体制（地域・高校魅力化コンソーシアム）**を構築していく必要がある。

※学校運営協議会、学校評議員、学校関係者評価委員会、地域学校協働本部、関係案内所等の機能も兼ねて一体的な運用も可



小中学校・大学・公民館・地域運営自主組織・民間団体・NPO・企業等

## 議題②

# コーディネーター機能（人材・組織）支援に必要な仕組み

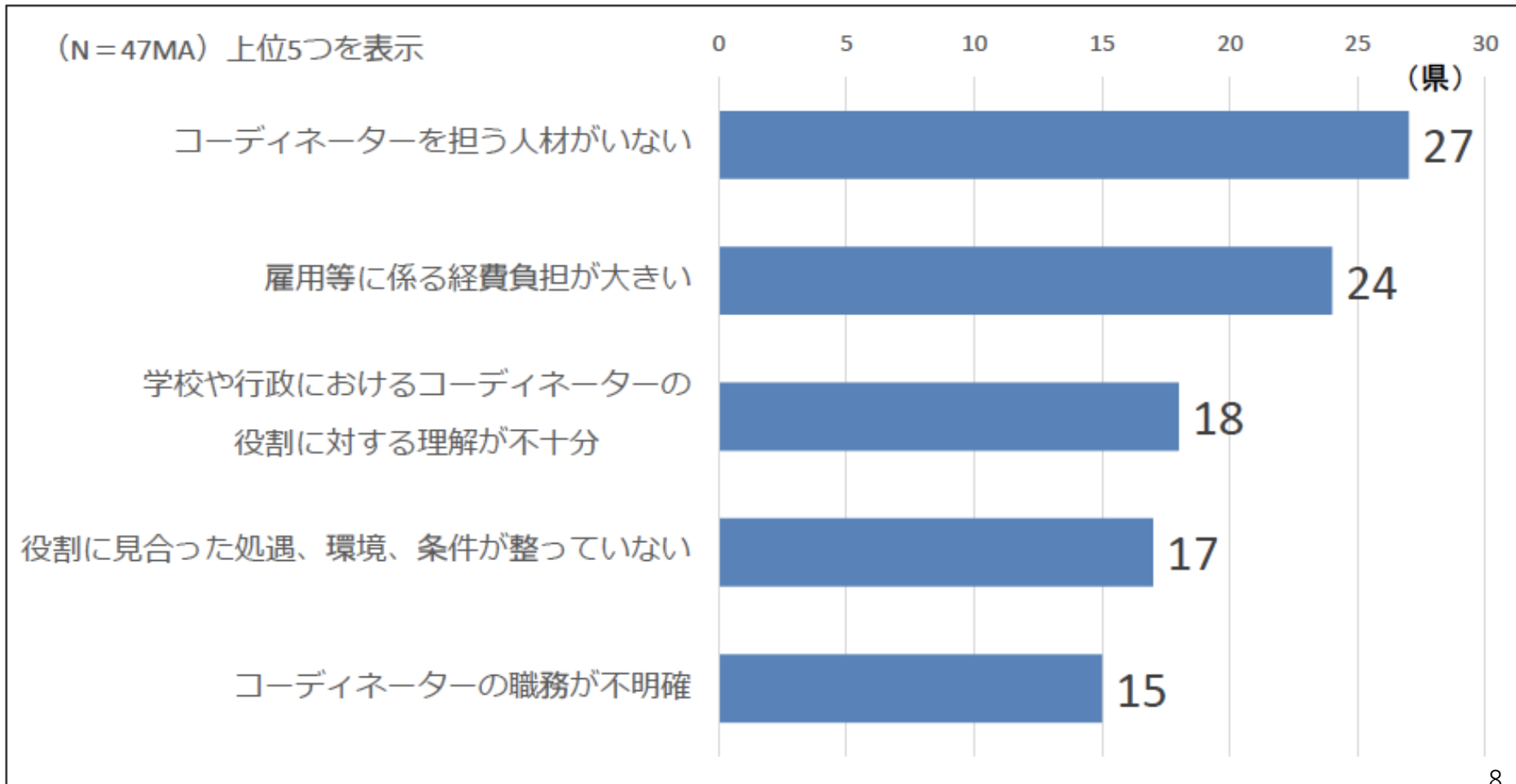
問い「コーディネーター機能の充実・強化に向け、  
国として検討すべき支援策は何か？」

# 全国の都道府県の認識

全国都道府県教育長協議会 平成30年度調査研究より ※別紙配布

## コーディネーターの配置上の課題

「コーディネーターを担う人材がない」が27県と最も多く、次いで「雇用等に係る経費負担が大きい」（24県）、「学校や行政におけるコーディネーターの役割に対する理解が不十分」（18県）の順となっている。



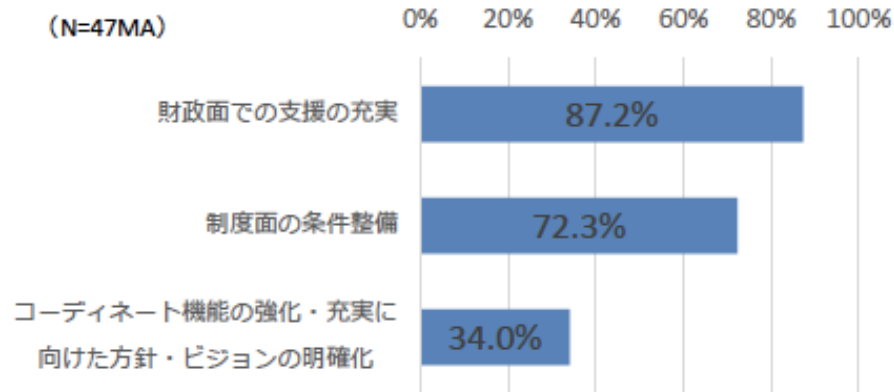


# 全国の都道府県の認識

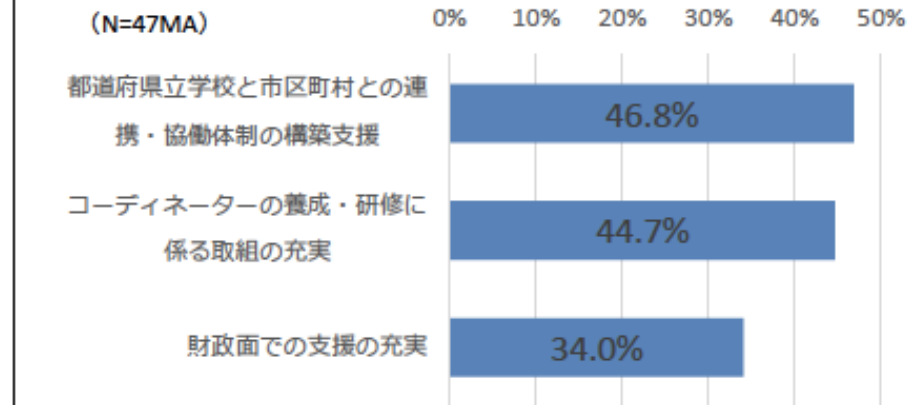
全国都道府県教育長協議会 平成30年度調査研究より ※別紙配布

## コーディネート機能の強化・充実に向けて今後求められる行政の役割

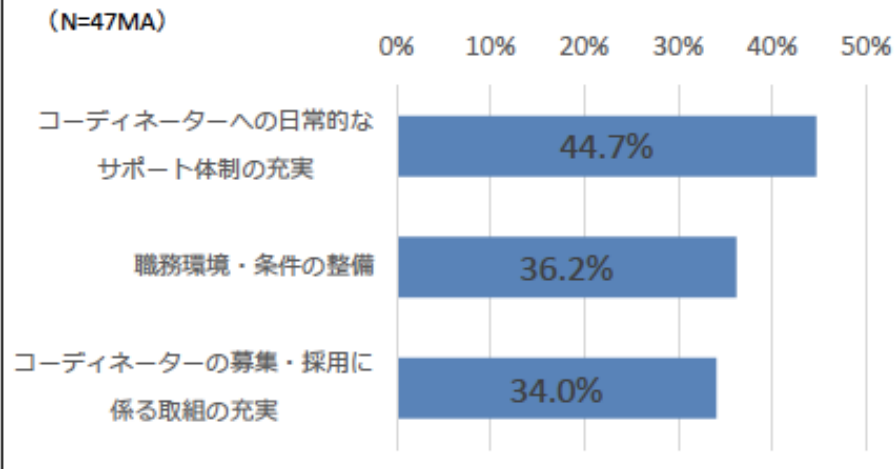
### 国に求められる役割（上位3つ）



### 都道府県に求められる役割（上位3つ）



### 市区町村に求められる役割（上位3つ）



高校と地域をつなぐコーディネーターは、現場の切実な必要感から、現在全国で140名を超えるほどまで広がってきている。

しかし、その配置や育成に関わる国の制度や仕組みがまったく追いついていないため、現場では圧倒的な人材不足と場当たりの配置・育成が日々広がっている。

早急に配置・育成等の方策を検討する必要がある。

# コーディネート機能（人材・組織）支援に必要な仕組み（事務局案）

高校と地域をつなぐコーディネート機能の支援及び展開には、文部科学省・内閣府・総務省等が組織横断で連携し、制度・事業等を設計・運用する必要がある。

都道府県（教育委員会）



## コーディネート人材A

- 地域社会と関わる教育課程の企画・運営・支援
- 地域系部活動等の教育課程外の地域探究や活動
- 学校教育への地域資源の活用 など



## コーディネート人材B

- 地域留学の企画・運営・調整（寮・下宿等含む）
- 地域資源の掘り起し・開発
- 卒業生とのつながり構築や活動支援 など

市町村（首長部局）

## 地域・高校魅力化コンソーシアム

- 組織体制の運営（ビジョン・計画づくり等）
- 外部資源獲得（ふるさと納税、寄附等）
- 大学・民間企業等との連携・協働 など

# 過疎地域の課題と特色を踏まえた魅力的な高校づくり

過疎地域には教育・地域における特有の課題があるが、一方で活かすべき魅力も多く、緊急的に対応が必要な過疎地域において、高校魅力化を優先して進める必要がある。

→過疎法の改正により、配置に応じて地方自治体に交付税措置を行えるようにする。

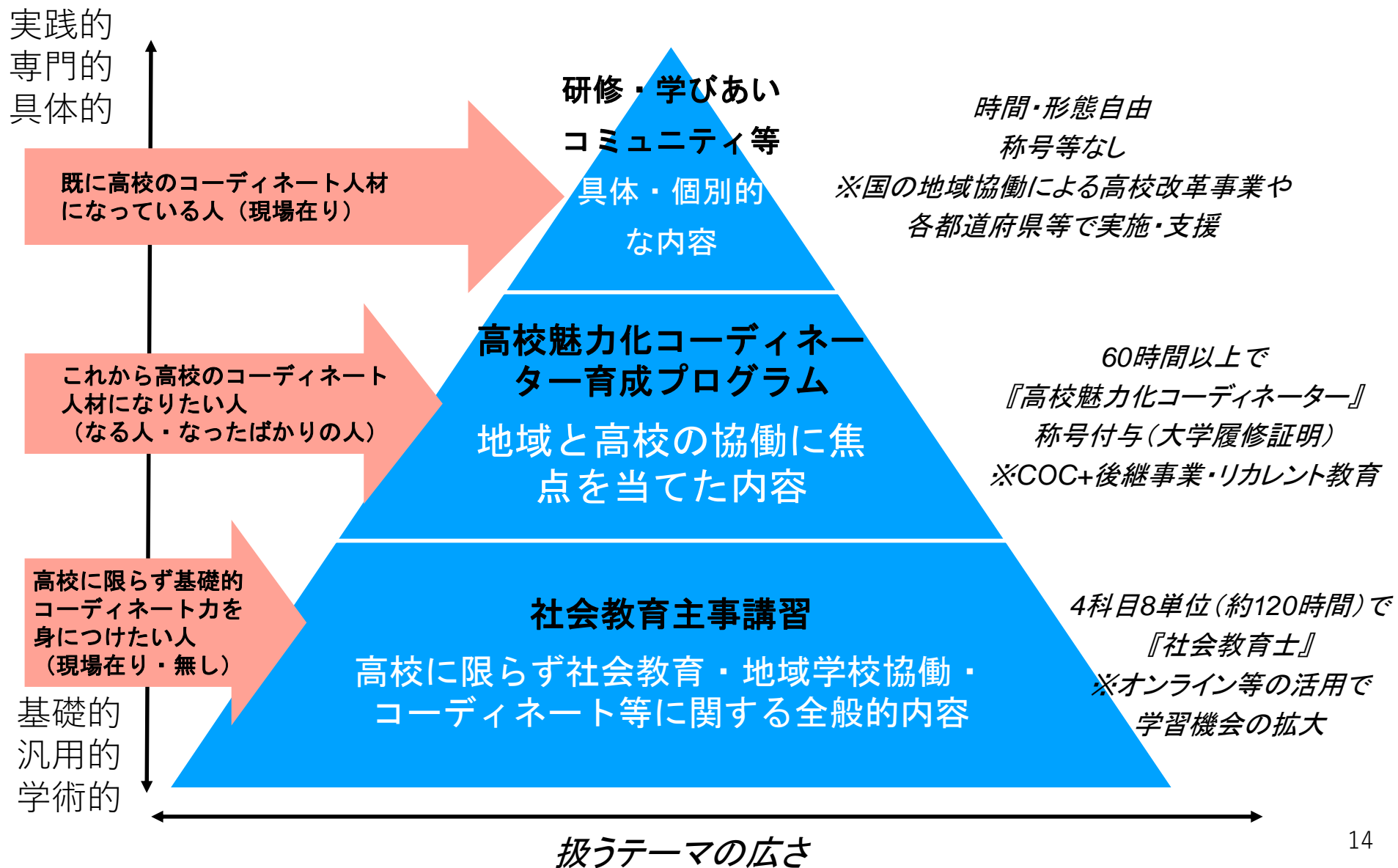
	教育面	地域面
過疎地域の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>少子化による高校存続の危機</li> <li>人間関係の固定化や価値観の同質化、刺激や競争の減少等</li> <li>教育格差 ※H28年度大学・短期大学進学率 …過疎地域38.1%、全国54.7%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少の加速（統廃合により地域自体の存続が困難になる） ※(離島の)高等学校の有無による人口減動態の差 …高校なし-39.2%、高校1校-28.3%</li> <li>子ども・若者の流出</li> <li>地域づくりの担い手不足</li> </ul>
過疎地域の魅力	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域社会の課題が山積 →現実感のある課題解決型学習が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高校に対する高い当事者意識</li> <li>地域住民同士のつながりが密 →高校への参画・協働が容易</li> </ul>
目指すべき方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会に開かれた教育課程の実現（地域課題の解決等を通じた探究的な学び、地域とともにある学校づくり等）</li> <li>主体性・協働性・探究性・社会性等の育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係人口の創出・拡大</li> <li>地域社会の次代の担い手育成</li> <li>地方創生・地域力創造</li> </ul>

過疎市町村（一部過疎の市町村145を除く）のうち、公立高校（公立中等教育学校含む）があるのは**403市町村**（60%）。

過疎市町村（一部過疎の市町村145を除く）にある公立高校（公立中等教育学校含む）の数は**617校**。

# 參考資料

# 【参考】高校と地域をつなぐコーディネート人材の育成施策（私案）



# 【参考】地域との協働による高校魅力化の展開イメージ案 ～高校・自治体と大学・企業等の連携協働の推進による人の流れづくり～

## 大学

地域創生系大学・学部・学科等  
高大連携・地域連携セクション等

## 企業等

地方進出企業、地域創生系事業部、  
教育系事業部、CSR、人事部等

高校のPBL支援・伴走  
高大連携型PBL  
キャリア教育支援  
(PBL×研究・進路)  
等

大学見学・体験  
アカデミックインターン  
学校推薦型選抜  
総合型選抜  
等

高校生のPBL支援  
企業連携型PBL  
STEAM教育支援  
キャリア教育支援  
(PBL×働く・進路)  
学校の働き方改革  
企業版奨学金  
企業版ふるさと納税  
等

企業見学  
インターンシップ  
高卒採用  
社員研修  
事業開発  
ブランディング  
等

### 高校魅力化コンソーシアム



### 高校魅力化コンソーシアム



### 高校魅力化コンソーシアム



### 高校魅力化コンソーシアム



全国の「地域との協働による高校魅力化」「高校を核とした地方創生」の  
共学共創ネットワーク・コミュニティ（高校・市町村・NPO等）





# (参考) 「社会教育士」について

「社会教育士」とは！？～学びを通じて、人づくりと地域づくりに中核的な役割をはたす～

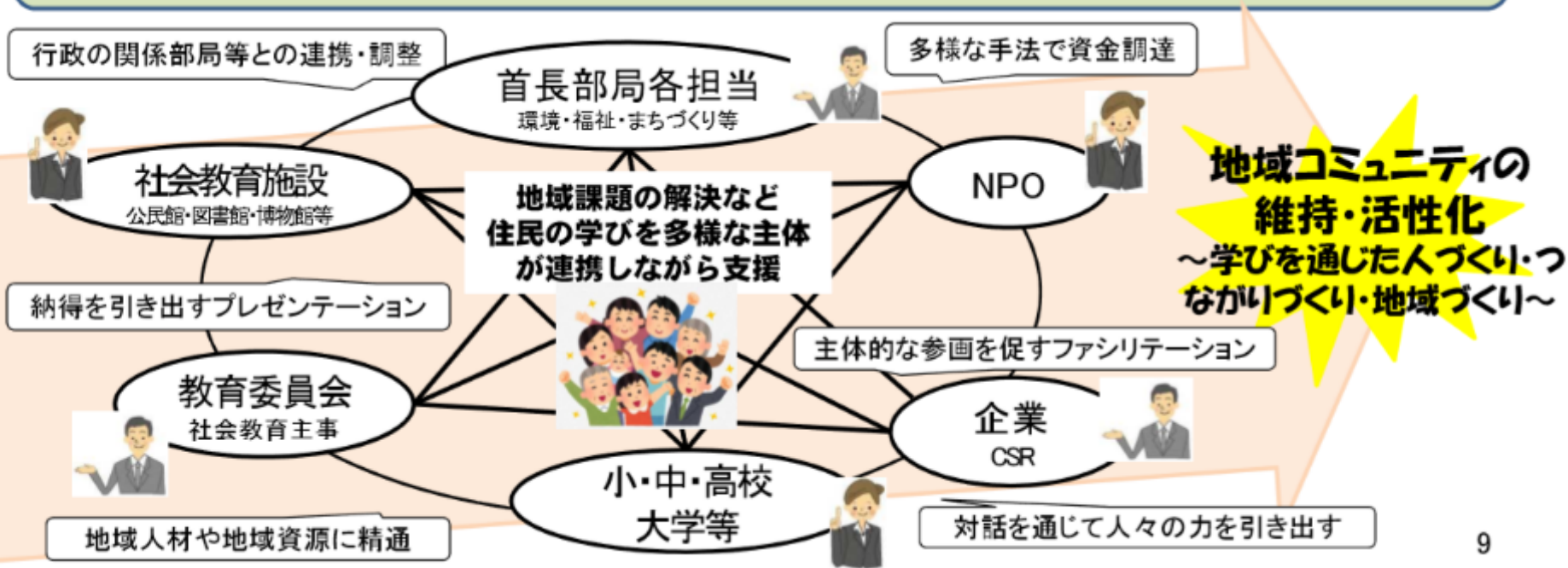
- 社会教育主事講習等の学習成果が、教育委員会事務局や首長部局、企業、NPO等の社会教育に携わる多様な主体の中で広く活用され、連携・協働して人づくりや地域づくりに活躍していくことを図るため、新設される称号

## 「社会教育士」に期待される役割

- NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる
- 住民の地域社会への参画意欲を喚起する
- 住民の多様な特性に応じて学習支援を行う
- 住民の学習成果を地域課題解決やまちづくり、地域学校協働活動等につなげる
- 地域の多様な専門性を有する人材や資源をうまく結びつけ、地域の力を引き出す
- 地域活動の組織化支援を行い、地域住民の学習ニーズに応じていく



社会教育を担う多様な主体に社会教育士がいることでさらなる学びのネットワーク化が可能に！





**【背景・課題】**

人口減少を契機に、『人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる』という負のスパイラルに陥ることが危惧されている。

地方/東京の経済格差拡大が、東京への一極集中と若者の地方からの流出を招いている。特に、地方圏から東京圏への転入超過は、大学入学時及び大学卒業・就職時の若い世代に集中。

**【事業概要】**

- 地方の大学 … 地域の自治体や中小企業等と協働し、**地域の雇用創出や学卒者の地元定着率の向上に関する計画を策定**（自治体の教育振興基本計画等へ事業期間中に反映）
- 東京等の大学 … **地方の大学や自治体・中小企業等と協働し**、地方の魅力の向上に資する計画を策定（協働する自治体の施策等へ事業期間中に反映）

- COC事業の要件を満たした大学が、地域と協働し、**地域を担う人材育成計画を実現するための教育改革を先行**
- COC推進コーディネーターを活用し、都道府県内の他大学や自治体、企業等の**連携先（事業協働機関）を拡大**

⇒ 事業協働機関が設定した目標達成のため、大学力（教育・研究・社会貢献）を結集

※ COC大学は事業協働機関に参加することが事業継続の条件

**【支援内容】**

**地域活性化政策を担う自治体**、**人材を受け入れる地域の企業**や**地域活性化を目的に活動するNPOや民間団体**等と協働して、地方を担う人材育成に取り組む大学が**COC推進コーディネーター**の活用等により、地方創生を推進・拡大する取組を支援。



**【成果】**

- ・事業協働地域における雇用創出
- ・事業協働地域への就職率向上

↓

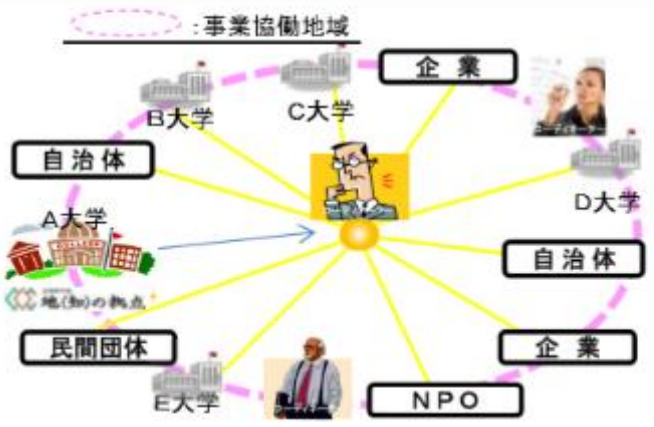
若年層人口の東京一極集中の解消

**【COCからCOCへ】**



以下の要件を満たした上で、大学の教育・研究・社会貢献機能（シーズ）と地域課題（ニーズ）をマッチング

- ①全学的な取組としての位置付けを明確化、②大学の教育研究と一体となった取組、③大学と自治体が**組織的・実質的に協力**、④これまでの**地域との連携の実績**、⑤**自治体からの支援の徹底** -マッチングファンド方式-



**COC推進コーディネーター**

- ・事業協働機関による教育プログラムや就職率向上プラン策定のコーディネート
- ・COC事業成果の連携大学等への普及
- ・地方創生事業連携先の開拓
- ・他県のCOCコーディネーターと協働で全国的なネットワークの構築 等



# 「次世代の学校・地域」創生プラン（平成28年1月 文部科学大臣決定）の実現に向けて

平成29年4月18日  
中央教育審議会  
初等中等教育分科会  
資料2-1

中教審答申←教育再生実行会議第7次提言

中教審答申←教育再生実行会議第7次提言

中教審答申←教育再生実行会議第6次提言

### 教員改革（⇒資質向上）

養成・採用・研修を通じた  
不断の資質向上

**現職研修改革**

- 管理職研修の充実
- マネジメント力強化

**ベテラン段階**

- ミドルリーダー育成
- 免許更新講習の充実

**中堅段階**

- チーム研修等の実施
- 英語・ICT等の課題へ対応

**1～数年目**

**採用段階の改革**

- 採用試験の共同作成
- 特別免許状の活用

**養成段階の改革**

- インターンシップの導入
- 学校現場や教職を早期に体験
- 教職課程の質向上

教員としての資質の向上に関する「指標」  
「指標」の策定に関する検討

- ← 一都道府県が策定
- ← 一国が大綱的に提示

**法改正済：教特法、免許法、教員研修センター法**

教特法等の改正により措置済（平成29年4月1日施行）

### 学校の組織運営改革（⇒チーム学校）

校長のリーダーシップの下  
学校を運営

校長のマネジメントを支える  
※共同学校事務室により  
学校の事務を効率化

地方教育行政法の改正により措置済（平成29年4月1日施行）

学校教育法の改正により措置済（平成29年4月1日施行）

**社会に開かれた教育課程**  
よりよい社会を作るという目標のもと  
教育課程を介して地域社会とつながる学校

校長

教員

事務職員 ⇒ 職務の明確化

子供

保護者

子供へのカウンセリング等に基づくアドバイス  
校内研修の実施 等

授業等の学習指導  
生活指導・保護者対応等

子供への個別カウンセリング  
いじめ被害者の心のケア 等

困難家庭への福祉機関の紹介  
保護者の就労支援に係る助言 等

教員をバックアップする  
多様なスタッフ  
... スクール  
カウンセラー ...  
スクール  
ソーシャル  
ワーカー ...

地域連携の  
中核を担う  
教職員

**法改正済：学校教育法、地方教育行政法**

学校教育法施行規則の改正により措置済（平成29年4月1日施行）

### 地域からの学校改革・地域創生（⇒地域と学校の連携・協働）

**学校運営協議会**  
⇒努力義務化

校長のリーダーシップを応援  
・地域のニーズに応える学校づくり

地方教育行政法の改正により措置済（平成29年4月1日施行）

**法改正済：地方教育行政法**

**地域学校協働本部**

保護者・地域住民・企業・NPO等

地域の人々が学校と連携・協働して、  
子供の成長を支え、地域を創生

**学校を核とした地域の創生**  
次代の郷土をつくる人材の育成、まちづくり

地域学校協働活動推進員  
⇒役割等の明確化

「地域学校協働活動」の推進

- ・ 郷土学習・地域行事・学びによるまちづくり
- ・ 放課後子供教室・家庭教育支援活動 等

社会教育法の改正により措置済（平成29年4月1日施行）

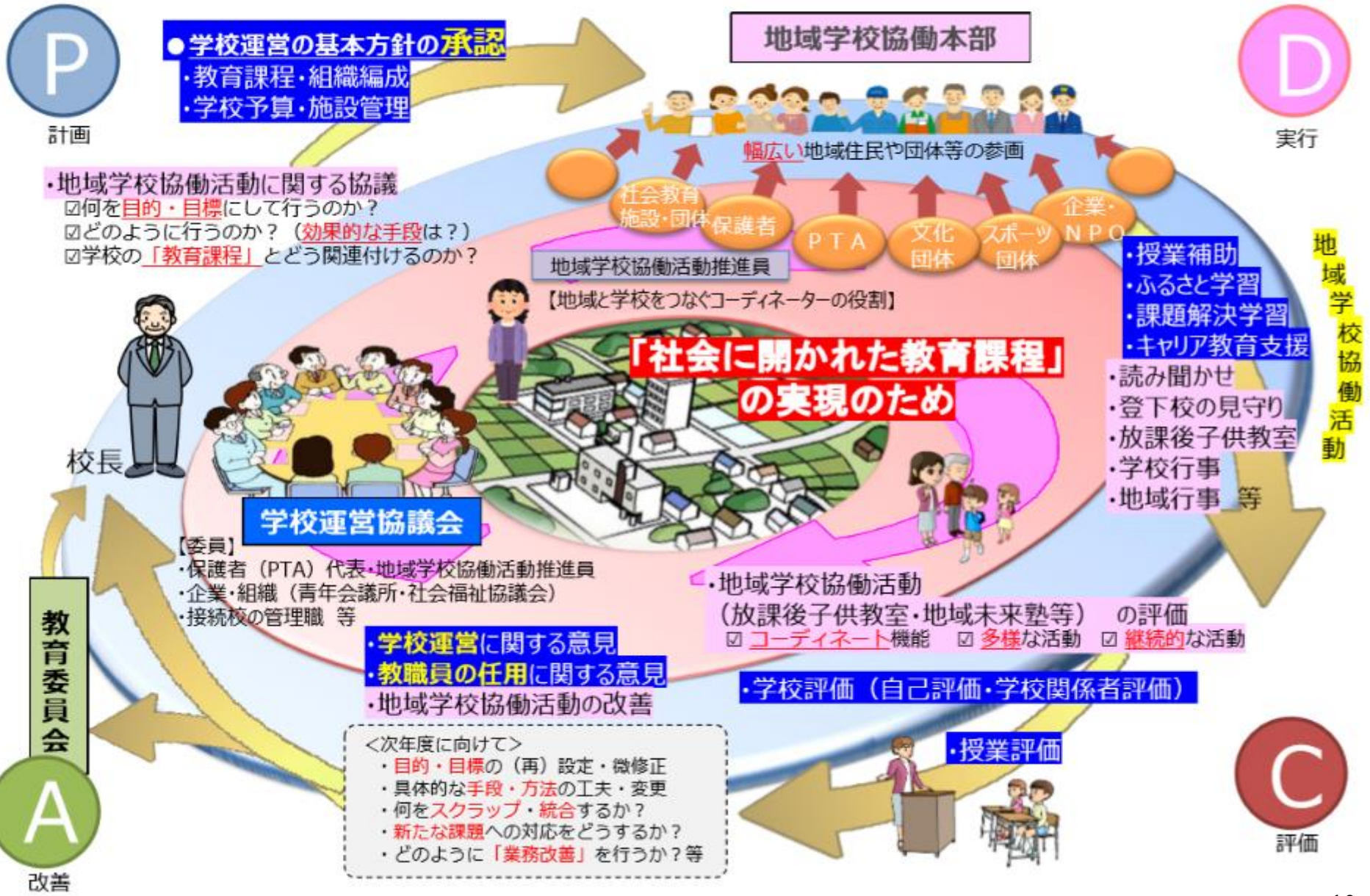
**法改正済：社会教育法**

## 「次世代の学校」の創生に必要な不可欠な教職員定数の戦略的充実 **法改正済：義務標準法等**

- ・ 障害に応じた特別の指導（通級による指導）、日本語能力に課題のある児童生徒への指導、初任者研修、少人数指導等の推進のための基礎定数の新設（義務標準法の改正）
- ・ 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示（義務標準法の改正）



# 「社会に開かれた教育課程」の実現のためのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進





社会総がかりで子供たちを育むために、全ての公立学校にコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を導入し、学校・家庭・地域の連携・協働体制を確立する必要がある。地教行法の改正を踏まえた制度内容の周知や域内の各地域や学校をつなぐ推進協議会の開催、学校運営の充実にに向けた管理職研修等により、持続可能な推進体制の構築を図る。

※「学校を核とした地域力強化プラン」の1メニュー。



※CSディレクター:学校運営協議会の会議運営や、学校間、学校運営協議会委員との連絡・調整など、学校運営協議会に係る業務を行う地域人材

## 域内全ての市区町村及び管轄する学校においてCSの推進体制を構築

### ①市町村教委の学校教育・社会教育担当課の連携・協働体制の構築

コミュニティ・スクール ↔ 地域学校協働本部

<改正地教行法>

- ・地域学校協働活動推進員等を学校運営協議会の委員に
- ・協議会は、学校運営への必要な支援についても協議

### ②県立学校と市町村立学校の連携・協働体制の構築

県立高校・特別支援学校 ↔ 市区町村立学校

<改正地教行法>

- ・全ての公立学校がコミュニティ・スクールに

### ③管理職・事務職員マネジメント研修

<改正学校教育法・地教行法>

- ・事務職員は事務をつかさどる
- ・教職員の任用に関する意見の柔軟化

<47箇所>



## 域内全ての学校においてCSの推進体制を構築

### ①学校間・地域間の連携・協働体制の構築

- ・学校運営協議会連絡協議会の開催(各学校の取組内容の共有)
- ・地域連携担当教職員連絡協議会の開催

### ②「社会に開かれた教育課程」の構築

- <新学習指導要領>全面実施に向けて
- ・H30:幼稚園、H32:小学校、H33:中学校

### ③地域とともにある学校づくりに向けた推進体制の構築

- ・多くの当事者による「熟議」の実施
- ・学校運営協議会について、多くに地域住民に対する周知・徹底

<760箇所>



# 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

【学校を核とした地域力強化プランの一部】

平成30年度予算額（案）： 8,405千円  
（平成29年度予算額）： 8,418千円

## 事業目的

「キャリアプランニングスーパーバイザー（CPSV）」を教育委員会等に配置し、地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元就職し地域を担う人材を育成する。

- ・補助事業者：都道府県・市区町村
- ・補助率：1/3 <配置人数：15人>

【 まち・ひと・しごと創生総合戦略2015改訂版（平成27年12月24日閣議決定） 】

Ⅲ. 3. (2) (エ) ②地元学生定着促進プラン

また、地元就職に資するキャリア教育の推進や健全育成のための農山村等における体験活動を推進するとともに、地域に誇りを持つ教育を推進する。

【 ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定） 】

（若者の雇用安定化・所得向上）①若者の雇用安定・待遇改善（その2）

学外人材の活用、職場体験活動などキャリア教育や職業教育の推進及び個々のライフデザインに基づくキャリアプランの構築の促進。

## 事業概要

<地域におけるキャリア教育推進のための協議会>

〔取組事例〕



- 小・中・高等学校を通じ、地元への理解や愛着を深めるキャリア教育の推進
- 職場体験やインターンシップの受入れ先の開拓及び学校と企業等とのマッチング
- 教職員及び学校に配置された外部人材への支援・相談・情報提供
- 生徒へのキャリアカウンセリングや企業の情報提供などの就労支援
- 高校や地域若者サポートステーション等と連携し、中退者や高校卒業後早期離職した者等への就労支援

キャリア教育の推進等を通じ、**地元就職し地域を担う人材の育成を図る**

# 実習助手

職 名	職務規定	主な職務内容	設 置
実習助手	実習助手は、実験又は実習について、 教諭の職務を助ける。 (学校教育法第六十条第四項等)	○実験や実習における教諭の補助	任意設置 (高校、中等教育学校)

(文部科学省： [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/042/siryo/\\_icsFiles/afieldfile/2009/03/19/1247451\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/042/siryo/_icsFiles/afieldfile/2009/03/19/1247451_1.pdf))

## ○実習助手定数

収容定員が201～960人の全日制・定時制課程数 × 1  
 “ 961人以上 “ × 2

その他に農・水・工に関する学科、商業・家庭に関する学科、情報学科、理数科、衛生看護科、自営者養成農業高校で半年以上の宿泊を伴う教育を行っている学校、総合学科のそれぞれの学科の収容定員等を考慮して個別に実習助手定数を加算。

(文部科学省： [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000497035.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000497035.pdf))

## 2. 新時代に対応した高等学校改革

### 背景

- ・ 高等学校は中学校を卒業したほぼ全ての生徒が進学。一方、高校生の能力、適性、興味・関心、進路等が多様化。高等学校が対応すべき教育上の課題は複雑化。
- ・ 少子高齢化、就業構造の変化、グローバル化、AIやIoTなどの技術革新の急速な進展によるSociety5.0の到来など、高等学校を取り巻く状況は激変。
- ・ これからの高等学校においては、生徒一人一人が能動的に学ぶ姿勢を身につけさせるとともに、文理両方をバランスよく学ぶこと等を通じ、Society5.0をたくましく生きる力を育成。

### (1) 学科の在り方

- 全ての高等学校において、生徒受入れに関する方針、教育課程編成・実施に関する方針、修了認定に関する方針を策定
- 国は、普通科の各高等学校が、教育理念に基づき選択可能な学習の方向性に基づいた類型の枠組みを提示

#### <類型の例>

- ・ キャリアをデザインする力の育成重視
- ・ グローバルに活躍するリーダーの養育重視
- ・ サイエンスやテクノロジーの分野等におけるイノベーターとしての養育重視
- ・ 地域課題の解決等を通じた探究的な学びの重視

- 類型の種類や履修・指導体制の在り方について、中央教育審議会等において専門的・実務的に検討
- 文系・理系科目をバランスよく学ぶ仕組みの構築

#### 【参考】生徒数（平成29年度）

普通科	239万人（73%）
専門学科	71万人（22%）
総合学科	18万人（5%）

### (6) 中高・高大の接続

- 文理両方を学ぶ人材の育成の観点から、文系・理系に偏った試験からの脱却を目指し、大学入学者選抜の在り方の見直し
- 入学者選抜改革やカリキュラム改善等、教育の質向上に取り組む大学の支援の充実
- 高等学校卒業者の職業選択である「一人一社制」について、よりよいルールとなるよう検討

### (2) 高等学校の教育内容、教科書の在り方

- 新高等学校学習指導要領の着実な実施
- 社会の変化に対応するための学習指導要領の一部改訂の実施、標準的な授業時間の在り方を含む教育課程の在り方の見直し
- 技術革新の進捗が早い分野の教科・科目に係る教科書の弾力的見直しを検討

### (4) 教師の養成・研修・免許の在り方

- 校内研修の充実、ベテランから若手教師への知識技能の伝承
- 教師の資質の向上に関する指標について学校種ごとに記述
- 特別免許状の弾力的な活用等による、ポスドク、企業人材、アスリート、芸術家などの外部人材の活用
- 特色ある教育活動を推進している校長の在職期間の長期化など、人事異動の在り方の再点検

### (7) 特別な配慮が必要な生徒への対応

- 不登校などの多様な課題を抱える生徒に対応するためのスクールカウンセラーなどの専門人材の配置状況の把握と、適正な配置・活用に向けた方策の検討、SNSを活用した教育相談体制の充実
- 高等学校における通級による指導の充実、高等学校入学者選抜における合理的配慮
- 障害のある生徒の自立と社会参加に向けた学校と関係機関等の連携
- 日本語指導が必要な帰国・外国人生徒等の受入体制の充実

### (3) 定時制・通信制課程の在り方

- 定時制・通信制課程における生徒のキャリア形成に必要な社会的スキル等の育成方策について検討
- 通信制課程において「高校生のための学びの基礎診断」の活用促進等による質の確保・向上
- 広域通信制高等学校の第三者評価の実証研究結果等を踏まえた更なる質の確保・向上

### (5) 地域や大学等との連携の在り方

- 高等学校と市町村、産業界、大学等が協働した地域課題の解決等を通じた学びの実現
- 高等学校におけるコミュニティ・スクールの導入と地域学校協働活動の実施の推進
- 高等学校と地域をつなぐコーディネーターの役割やその在り方の検討

### (8) 少子化への対応

- 離島・中山間地域等の小規模な高等学校において、ICT等の導入や高等教育機関との連携強化により学習の多様性や質の高度化を図る
- 都道府県における検討に資するよう、都道府県における高等学校の再編や小規模校の活性化の状況や事例を情報提供

今後、中央教育審議会等において、制度化に向け専門的・実務的に検討。



## 関係人口創出、高校魅力化 求められる「コーディネーター人材」

多様な人・組織・セクターを「つなぐ人材（コーディネーター人材）」



第2期地方創生のレバレッジとなる「つなぐ人材(コーディネーター人材)」を育成し、活躍できる体制(財源含む)を早急に検討し手立てしなければ、「総合戦略」は画餅に帰す。

ボランティアではなく、つなぐことのプロフェッショナルとしての「つなぐ人材(コーディネーター人材)」を育成・配置するための具体的な施策構築が必要。

※現在の「地域おこし協力隊」の経費ではプロフェッショナル人材を雇用するのは難しい。「地域おこし企業人」は特定分野の専門人材の派遣には良いが、つなぐプロフェッショナルではない。地域とつなぐためにはその地域を理解する必要があり、任期も3年では十分ではなく、企業からの派遣という形であることからその地域に根付きにくい。

※育成においては、来年度から始まる「社会教育士」(NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割)の育成制度の活用も検討できる。



地域再生を推進するにあたっては、地域住民に近い立場でのコーディネーター役として、コミュニティ再生などのノウハウを蓄積したNPO等と連携して取り組むことが重要です。  
地域再生制度では、地方公共団体の補完的な立場で地域再生の推進に取り組む組織としてNPO等の非営利法人を地域再生推進法人として指定することができます。

## ■地域再生推進法人の指定フロー

### ■地域再生推進法人になれる法人

「営利を目的としない法人」

- 一般社団法人・一般財団法人
- 公益社団法人・公益財団法人
- 特例民法法人
- 学校法人
- 社会福祉法人
- 特定非営利活動法人
- 農業協同組合
- 商工会、商工会議所
- 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会等

地方公共団体

申請

指定

地域再生推進法人

### ■地域再生推進法人の業務

- 地域再生の事業を行う者に対する情報の提供、相談その他援助
- 地域再生計画に記載された事業の実施又は当該事業への参加
- 地域再生計画に記載されて事業に有効に利用できる土地の取得、管理及び譲渡
- 地域再生の推進に関する調査研究等

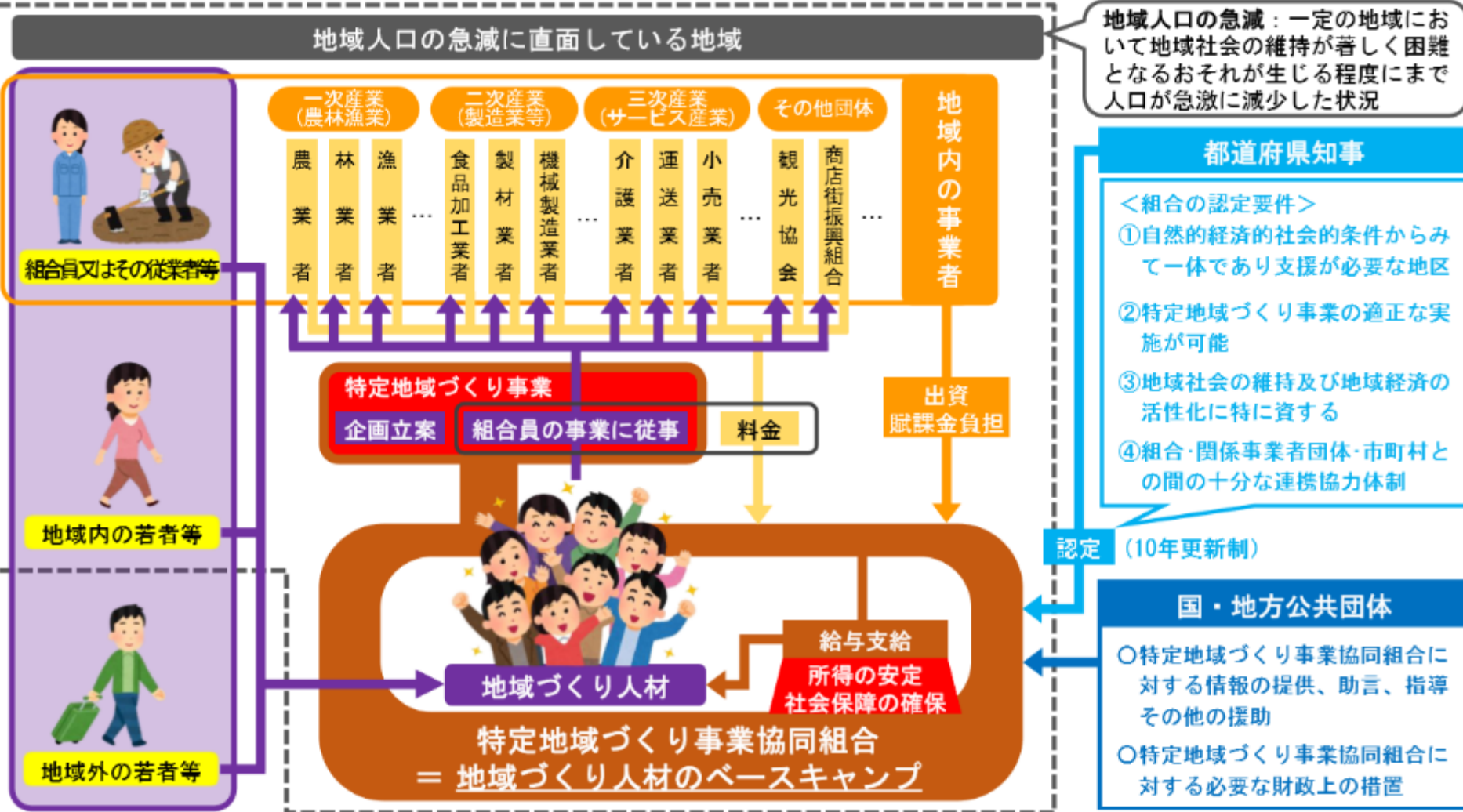
### ■地域再生推進法人の指定の主なメリット

- 特定地域再生事業費補助金の交付を受けることができる。
- 地域再生計画に記載された事業を行う場合において、当該事業に活用する土地の取得を行うときは、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の規定による届出義務が免除される。

# 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案 イメージ図

## 目的

特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資すること



# 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の概要

志のある企業が地方創生を応援する税制（平成28年度から令和元年度までの特例措置）

⇒地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について**税額控除**の優遇措置

## 制度のポイント

- 企業が寄附しやすいように
  - ・ **税負担軽減のインセンティブを2倍に**
  - ・ **寄附額の下限は10万円と低めに設定**
- 寄附企業への**経済的な見返りは禁止**
- 寄附額は事業費の範囲内**とすることが必要

地方公共団体が設置した**基金の積立**てに寄附金を充てることにより、  
複数年度間で事業費と寄附額の調整が可能 【平成31年度～】

例) 100万円寄附すると、法人関係税において**約60万円**の税が軽減



## 制度活用の流れ

①地方公共団体が  
地方版総合戦略を策定

〇〇市  
総合戦略

- ・〇〇事業
- ・△△事業
- ・◇◇事業

②地方公共団体<sup>※1</sup>が  
地域再生計画を作成

地方創生を推進  
する上で効果の  
高い事業

地方創生関係交付金  
との併用可能  
【平成31年度～】

③計画の認定



④寄附<sup>※2</sup>

企業



⑤税額控除

国  
(法人税)



企業が所在する自治体  
(法人住民税・法人事業税)



※1 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。

※2 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

認定実績（令和元年度第1回認定後）629事業 総事業費1,319億円 40道府県366市町村  
年3回（平成30年度は、7月、11月、3月）認定